

大阪府環境保全基金のあり方の検討

対象受検機関：環境農林水産部エネルギー政策課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																		
<p>1 概要 大阪府環境保全基金（以下「環境基金」という。）は、「環境の保全に関する知識の普及その他環境保全活動の推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること」を目的として、平成元年度に設置された果実運用型基金（※）である。 （※）運用益（預金利子等）を財源等に充てるために設置される基金をいう。 平成26年度末の基金残高は、18億円である（設置に当たり、国から2億円、府から8億円が拠出されている）。なお、他の都道府県においても同様の基金が設置されているが、府の基金残高18億円は、全国第2位である。</p> <p>2 積立、活用等の状況 環境基金は、府庁の他の基金とともに財政課において運用されている。設置当初の平成2～9年度の8年間は、平均利回りが4%近くあったため、平均事業額は62百万円、基金残高に対する事業額の割合も4.3%超あった。しかしながら、近年は超低金利により利息の発生額が低いため（平成26年度利回り0.038%）、過去5年の基金残高に対する事業額の割合は0.2%に満たない（過去15年に遡っても、0.5%未満）。 【平成26年度の活用状況等】</p> <table border="1" data-bbox="264 1079 1314 1413"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額（円）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 平成25年度末残高</td> <td>1,862,128,294</td> <td>設置に当たり拠出された、国からの2億円及び府からの8億円が含まれている</td> </tr> <tr> <td>B 寄附積立額</td> <td>3,674,310</td> <td>府内に本支店がある企業等からの11件によるもの</td> </tr> <tr> <td>C 利息発生額</td> <td>716,783</td> <td>平成26年度の基金残高（平均値）に利回り0.038%を掛け合わせたもの</td> </tr> <tr> <td>D 事業額</td> <td>2,608,722</td> <td>「C 利息発生額」を上回っているもので、基金の取崩しとなっている</td> </tr> <tr> <td>E 平成26年度末残高（A+B+C-D）</td> <td>1,863,910,665</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基金の運用益を用いて実施する事業は、「大阪府環境保全基金運営要綱」及び「大阪府環境保全基金運用益の活用事業に関する細則」において、環境教育の推進や環境情報の普及等を対象事業と定められ、法・条例に基づく規制や指導業務等は対象外となっている。</p> <p>3 基金の取崩し 環境基金は、前述のように果実運用型であるが、実際は、平成2～26年の25年間のうち、過半の13年は、当該年度の利息発生額を超えて事業が実施されており、基金の取崩しがなされている。 府庁全体の基金の取崩し等に関する報告「大阪府庁財政研究会報告書」（平成20年</p>	項目	金額（円）	備考	A 平成25年度末残高	1,862,128,294	設置に当たり拠出された、国からの2億円及び府からの8億円が含まれている	B 寄附積立額	3,674,310	府内に本支店がある企業等からの11件によるもの	C 利息発生額	716,783	平成26年度の基金残高（平均値）に利回り0.038%を掛け合わせたもの	D 事業額	2,608,722	「C 利息発生額」を上回っているもので、基金の取崩しとなっている	E 平成26年度末残高（A+B+C-D）	1,863,910,665		<p>1 近年の超低金利も影響し、平成26年度の事業額（2,609千円）はピークであった平成8年度の事業額（86,771千円）の約3%の規模となっている。</p> <p>2 果実運用型の基金であるにもかかわらず、発生利息を超えた金額で事業を実施している年度があり、また、基金の取崩し等のルールを明文化したものも存在しない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府環境保全基金運営要綱】 （基金運用益の活用方法） 第3条 基金の運用益を用いて実施する事業は、次の目的に資するものとする。 （1）環境教育の推進 （2）環境情報の普及 （3）地球環境保全に係る普及、啓発活動等 （4）地域環境保全活動の支援 2 その他、基金運用益の活用事業についての細則については、別途定める。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府環境保全基金運用益の活用事業に関する細則】 （対象外とする事業） 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては基金事業の対象としない。 （1）国庫補助事業及び特定財源が充当されている事業 （2）市町村補助事業のうち大阪市が実施する事業 （3）特別対策事業 （4）法、条例に基づく規制及び指導 （5）法、条例に基づく監視、検査及び分析 （6）みどりの基金の対象となっている施策</p> </div>	<p>効果的な事業展開が図れるよう、環境基金のあり方について検討した上で、基金の取崩しも含めて基金運営のルールを明文化されたい。</p>
項目	金額（円）	備考																		
A 平成25年度末残高	1,862,128,294	設置に当たり拠出された、国からの2億円及び府からの8億円が含まれている																		
B 寄附積立額	3,674,310	府内に本支店がある企業等からの11件によるもの																		
C 利息発生額	716,783	平成26年度の基金残高（平均値）に利回り0.038%を掛け合わせたもの																		
D 事業額	2,608,722	「C 利息発生額」を上回っているもので、基金の取崩しとなっている																		
E 平成26年度末残高（A+B+C-D）	1,863,910,665																			

<p>12月)においては、以下のとおり、存続に関して、見直しを検討すべき意見がある一方、「果実運用型」基金の取崩しには、慎重に判断すべき記述がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来、一定の目的のため、かつ、将来に備えて蓄えたものではあるが、長期にわたる低金利水準、行政需要の変化など、当該基金を取り巻く環境が設定当時とは大きく変化していると考えられるものもあり、今後も基金を持ち続ける（現在の規模を維持する）意義や必要性はあるのか、改めて点検する必要がある。 ・「果実運用型」基金の取崩しは、基金原資の減少による運用益の減少に伴い、今後の基金活用事業の推進に支障を生じることにもなりかねず、慎重な判断が必要である。 <p>なお、環境基金に関する国庫補助交付要綱によると、当該基金は4億円を下回るまで処分しようとする場合は、あらかじめ環境大臣の承認を得なければならないこととなっており、他府県では、全額取り崩している例もある。（東京都（平成15年度）、山口県（平成22年度））。</p>		
<p>措置の内容</p>		
<p>環境基金の運営について調査審議する「大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会」において環境基金のあり方を検討した結果、直面する様々な環境問題に対応するため、大阪府環境保全基金運用要綱等を改正し、平成28年度より環境基金を計画的に取り崩して各種事業を展開することとし、当該年度の事業は、当該年度の寄附金及び運用利息の見込額と取崩上限額の範囲で実施することとした。</p> <p>取崩しは、国の温室効果ガス排出量削減の長期目標年次である2050年までの間行うこととし、年度当たりの取崩上限額は、平成26年度（2014年度）末残高（1,863,911千円）から国・府拠出金（1,000,000千円）を除いた額を2015年から2050年までの36年間で割った額（おおむね24,000千円）とする。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月10日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）